

民生委員・児童委員の定数基準について

(平成 13 年 6 月 29 日)

(／雇児発第 433 号／社援発第 1145 号／)

(各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・  
厚生労働省社会・援護局長通知)

改正 平成 19 年 8 月 10 日／雇児発第 0810009 号／社援発第 0810006 号／

同 22 年 2 月 23 日／同 0223 第 2 号／同 0223 第 4 号／

今般、民生委員法第 4 条に基づく基準が下記のとおり定められ、平成 13 年 12 月 1 日から適用することとされたので通知する。

なお、今般の基準制定は、民生委員・児童委員の定数決定が、都道府県知事の事務とされたことに伴うものである。

おって、「民生委員の定数及び配置基準について」(昭和 47 年 5 月 22 日社庶第 87 号本職通知)は平成 13 年 11 月 30 日をもって廃止する。

記

民生委員法第 4 条の規定に基づく民生委員・児童委員(主任児童委員は除く。)の定数は、市区町村ごとに次の基準 1 により、各市区町村長の意見をきいて定めること。主任児童委員の定数については、基準 2 により算出するものとする。

定数設定にあたっては、市区町村ごとの管内人口や面積、地理的条件、世帯構成の類型等を総合的に勘案し、住民に対するサービスが適切に行われるよう地域の実情を踏まえた弾力的な定数設定について留意すること。

(基準)

1 「区域又は事項を担当する民生委員・児童委員配置基準表」

区分	配置基準
1 東京都区部及び指定都市	220 から 440 までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員 1 人
2 中核市及び人口 10 万人以上の市	170 から 360 までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員 1 人
3 人口 10 万人未満の市	120 から 280 までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員 1 人
4 町村	70 から 200 までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員 1 人

(注)

- 1 本表による市区町村の人口は、地方自治法第 254 条に規定する人口とする。
- 2 市区町村の廃置分合又は境界変更、若しくは所属未定地等の編入があった場合の本表による市区町村の人口は、地方自治法施行令第 176 条及び第 177 条に規定する人口とする。

2 「主任児童委員配置基準表」

民生委員法第 20 条の規定に基づき組織された民生委員協議会の規模に応じて次表により算出された数とすること。但し、民生委員協議会の規模に主任児童委員の定数は含めないものとする。

民生委員協議会の規模	主任児童委員の定数
民生委員・児童委員の定数 39 人以下	2 人
民生委員・児童委員の定数 40 人以上	3 人